

新価共済特約（総火用）

最終改定 平成 24 年 4 月 1 日
北海道火災共済協同組合

第1条 （用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カ 減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した割合をいいます。
サ 再調達価額	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
時価支払額	この特約がないものとして算出した損害共済金の額をいいます。
時価損害額	この特約がないものとして算出した損害額をいいます。
ハ 普通共済約款	この特約が付帯された総合火災共済普通共済約款をいいます。
復旧	修理または再築もしくは再取得することをいいます。

第2条 （この特約が適用される範囲）

この特約は、建物、設備、装置、機械、器具、工具、什器^{じゅう}または備品であって、その減価割合が50%以下であるものに適用されます。

第3条 （損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の共済の対象の再調達価額によって定めます。

第4条 （減価物件に対する共済金額の制限）

- (1) この特約締結の時または締結の時以降において、この特約の共済の対象に一定割合を超える減価が生じている場合においては、その共済金額は、再調達価額に所定の係数を乗じて得た額の範囲内において定めるものとします。
- (2) (1)の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとします。

第5条 （復旧義務）

被共済者は、この特約の共済の対象に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に、その共済の対象と同一用途のものを、同一敷地内において復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ組合の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

第6条 （復旧の通知）

- (1) 共済契約者または被共済者は、前条の規定による復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者は、時価支払額での内払を請求する場合は、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
- (3) 被共済者は、復旧する意思がない場合または前条に定める復旧をする意思がない場合は、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。

第7条 （損害共済金の限度）

組合が支払うべき損害共済金の額は、損害を受けたこの特約の共済の対象を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

第8条 （共済金の支払時期）

(1) 組合は、第6条（復旧の通知）(1)の通知があった場合は、この特約が付帯された普通共済約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
普通共済約款第42条 （共済金の支払時期）(1)	請求完了日→ 請求完了日または新価共済特約第6条（復旧の通知）(1)の通知日のいずれか遅い日

(2) 組合は、第6条（復旧の通知）(2)の通知があった場合は、この特約が付帯された普通共済約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
普通共済約款第42条 （共済金の支払時期）(1)	請求完了日→ 請求完了日または新価共済特約第6条（復旧の通知）(2)の通知日のいずれか遅い日

(3) 組合は、第6条（復旧の通知）(3)の通知があった場合は、この特約が付帯された普通共済約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
普通共済約款第42条 （共済金の支払時期）(1)	請求完了日→ 請求完了日または新価共済特約第6条（復旧の通知）(3)の通知日のいずれか遅い日

第9条 （この特約を付帯しない他の共済契約等がある場合の損害共済金の支払額）

この特約の共済の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の共済契約等がある場合においては、組合は、次の①から③の規定によって、損害共済金を支払います。

- ① 他の共済契約等によって支払われるべき損害共済金の額が、時価損害額に不足する額を限度として、損害共済金を内払します。
- ② 第6条（復旧の通知）(1)の復旧の通知を受けた後においては、他の共済契約等がないものとして算出した損害共済金の支払額から①の内払の額を差し引いた残額を支払います。
- ③ ②の残額は、第3条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額、第4条（減価物件に対する共済金額の制限）の共済金額の制限額または第7条（損害共済金の限度）の損害共済金の限度額のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

第10条 （復旧を行わなかった場合等における損害共済金の支払額）

(1) 組合は、次の①から⑤の場合においては、時価支払額によって損害共済金を支払います。

- ① 復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合
- ② 再調達価額により算出した損害共済金の額が時価支払額より低い場合
- ③ 第5条（復旧義務）の規定による復旧を行わなかった場合または復旧の意思のないことを書面をもって組合に申し出た場合
- ④ 普通共済約款第7条（共済金の支払）(2)の損害共済金および(6)の表の①の水害共済金として支払うべき損害の額
- ⑤ 主契約に総合火災共済風災等の支払方法変更特約を付帯した場合は、同特約第2条（損害共済金の支払額）の損害共済金

(2) (1)の場合において、この特約の共済の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の共済契約等がある場合においては、組合は、前条①の規定を準用して、損害共済金を支払います。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約が付帯された普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済契約の対象の価額」または「共済価額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

（別表）減価割合および所定の係数

減 価 割 合	係 数
30%を <u>超</u> え40%以下の場合	90%
40%を <u>超</u> え50%以下の場合	80%

（注）左表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準(100%)とした場合の百分率(%)です。